

議案第20号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第53号を第55号とし、第52号を第54号とし、第51号を第52号とし、同号の次に次の1号を加える。

53	学校運営協議会の委員	日額	1,500	同上
----	------------	----	-------	----

別表中第50号を第51号とし、第34号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、同表第33号中「予算に定める範囲内の額」を「同上」に改め、同号を同表第34号とし、同表第32号の次に次の1号を加える。

33	地域福祉計画審議会の委員	日額	8,800	予算に定める範囲内の額
----	--------------	----	-------	-------------

別表備考第2項中「第12号」を「第8号の投票管理者、第9号の期日前投票管理者、第12号」に、「又は」を「及び」に、「立会時間」を「従事時間」に改め、同表備考第3項中「第53号」を「第55号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。